

令和 7 年度ノーコード・ローコードツール運用支援委託業務（再）仕様書

1. 業務の名称

令和 7 年度ノーコード・ローコードツール運用支援委託業務（再）

2. 適用の範囲

浅口市（以下「本市」という。）が発注する「令和 7 年度ノーコード・ローコードツール運用支援委託業務（以下「本業務」という。）」を受託したもの（以下「受託者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

3. 業務の目的

本市が今年度から利用しているノーコード・ローコードツール（以下「kintone」という）を活用した業務の効率化を図るための専門的な知見や経験を活かした運用サポート（アプリケーション作成および助言や指導、研修等）を行うこととする。

今年度は、可能な限り多くの業務アプリケーションを導入し、業務効率化の成果を具体的かつ広範に実現することで、職員が kintone 導入の効果を実感できるようにし、今後のさらなる利活用へと繋げることを目指す。

さらに、長期的な視点として、職員による自走型の運用が可能となることを目指しており、簡単なアプリケーションの作成・メンテナンスの技術の習得につながる、職員育成を目指している。

4. 業務要件

可能な限り多くの業務アプリケーションを導入するため以下について、多様なアプローチでの提案を認める。

①業務アプリケーションの開発および導入および運用サポート

- ・受託者・職員が作業する内容および割合、進行スケジュールや方法
- ・市職員からの相談を受け、アプリケーションで実装可能か判断をサポートする方法、体制、時間
- ・開発するアプリの種類、機能、規模の提案

（別途、必要なプラグイン等がある場合は、名称および価格を記載すること）

②教育等

- ・職員向けの kintone の概要説明・操作研修など(対象者、回数、時間、内容、方法など)の提案
- ・アプリ設計・開発スキルの育成

※研修等の形態については、提案事業者が最も有効である方法を提案すること

(対面、Web、動画研修などは問わない)

③有効性の評価

- ・上記提案に関して導入が見込めるアプリ数および効果

④その他

- ・事業を実施する際は、本市と協議の上、作業配分や支援内容を決定し、効果的な運用サポートに努めること。
- ・運用サポートは、本市が利用するプラグインや連携サービスを含めて対応すること。
(現時点ではレポトン、FormBridge、KViewer、Smart at message for kintone の4つ)
- ・運用サポートに携わる担当者が kintone に係る資格を所持している場合は様式3号の実施体制に記入すること。なお、資格を所持していなくても失格にしない。
- ・研修については本市と協議(対象者、日時、場所、機材等)のうえ、(1)で提案した運用サポートの対応時間の範囲内で必要に応じて随時実施すること。
- ・対面および Web で研修・説明会等を実施する場合は、受託者において録画しておき、研修に参加していない人にもアーカイブとして共有できるようにすること。

5. 委託期間

委託期間：契約締結日から令和8年3月31日までとする。

6. 本業務の実施スケジュール

可能な限り多くの業務アプリケーションを導入するための効果的・実施可能なスケジュールを提案すること。

7. 履行場所

受託者の支援環境はリモート環境も可とする。

8. 納入成果物

次の成果物を、以下の形式で納品すること。

- ① 問合せ一覧(kintone 上のアプリへ登録および電子データ)
- ② 当該モジュールおよびアプリ(kintone 上のアプリとして実装)
- ③ 研修および運用サポートで作成した資料(kintone 上のアプリへ登録および電子データ)

9. 権利の帰属および秘密保持

(1) 権利の帰属

下記、契約条件での契約が難しい場合は、提案事業者が可能な契約条件を提案書に記載すること。なお、契約条件は、評価の対象とする。

本業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 26 条、第 27 条および第 28 条の権利を含む）は、本市に移転し帰属すること。なお、受託者は、本市または本市が指定する第三者に対し、著作者人格権を一切行使しないものとする。本業務委託終了後も本業務で作成したアプリに対して、本市または本市が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこと。

（２） 秘密保持

- ① 受託者は、本業務に関し、受託者が本市から受領または閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。
- ② 受託者は、本業務で知り得た本市および関係団体等の業務上の秘密を保持しなければならない。

１０．個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、関係法令を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

１１．再委託の承認

受託者は、必要に応じて委託業務の主たる部分以外の一部業務について、受託者の責任において第三者に再委託できるものとする。その場合は、再委託先の業務の内容、概要および体制について事前に本市へ申請し承認を得なければならない。また、受託者は、再委託先に対し受託者の義務と同等の義務を負わせるものとする。

１２．留意事項

- （１） kintone はインターネット環境を前提とした運用支援を行うこと
- （２） kintone ライセンス・プラグインライセンスの準備は不要であるが、提案するアプリに必要なプラグインがあれば、名称および価格等を記載すること。
- （３） 本業務を効率的に進めるため、業務着手前までに実施体制等を本市へ提出すること。
- （４） 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議等は必要に応じてその都度行うものとする。
- （５） 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。